

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 10 日

都道府県
各 障害保健福祉・衛生主管部（局）
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省医政局地域医療計画課

第 8 次医療計画における精神病床に係る基準病床数について

平素より、精神保健福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療計画において、同条第 2 項第 17 号の規定に基づき、精神病床に係る基準病床数に関する事項を定めることとされています。

第 8 次医療計画における、精神病床に係る基準病床数については、その算定方法や考え方が、

- ・ 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）別表第 7（第 30 条の 30 関係）
- ・ 医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（平成 18 年厚生労働省告示第 161 号）
- ・ 医療計画について（令和 5 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 16 号厚生労働省医政局長通知）

において、それぞれ示されているところです。

その上で、「第 8 次医療計画における精神病床に係る基準病床数について」（令和 5 年 5 月 11 日事務連絡）において、令和 8 年を設定時期とした基準病床数の計算結果を示していましたが、今般、令和 7 年度から実施している「効率的かつ効果的な精神保健医療福祉システム構築とそのモニタリングのための研究」において、令和 11 年を設定時期とする都道府県別の精神病床に係る基準病床数を計算し、別表においてその結果を示しておりますので、内容について御了知の上、今後の各都道府県における精神病床に係る基準病床数の見直しの御参考としていただきますようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部
精神・障害保健課 渡邊・安藤

(E-mail) : chiikiseishin@mhlw.go.jp

別表：精神病床に係る都道府県別の基準病床数算定式の計算結果

都道府県	基準病床数算定式の計算結果 (注1) (注2)	都道府県	基準病床数算定式の計算結果 (注1) (注2)
北海道	13,358 (13,196 ～ 13,522)	滋賀県	1,671 (1,655 ～ 1,675)
青森県	3,018 (2,989 ～ 3,047)	京都府	3,703 (3,664 ～ 3,720)
岩手県	2,723 (2,692 ～ 2,755)	大阪府	13,504 (13,363 ～ 13,539)
宮城県	4,293 (4,239 ～ 4,348)	兵庫県	8,632 (8,541 ～ 8,721)
秋田県	2,716 (2,683 ～ 2,747)	奈良県	2,086 (2,064 ～ 2,108)
山形県	2,538 (2,509 ～ 2,565)	和歌山県	1,192 (1,177 ～ 1,205)
福島県	3,666 (3,621 ～ 3,712)	鳥取県	1,176 (1,163 ～ 1,187)
茨城県	4,788 (4,725 ～ 4,851)	島根県	1,516 (1,501 ～ 1,533)
栃木県	3,356 (3,312 ～ 3,401)	岡山県	3,547 (3,513 ～ 3,581)
群馬県	3,887 (3,837 ～ 3,938)	広島県	6,426 (6,354 ～ 6,498)
埼玉県	10,644 (10,533 ～ 10,678)	山口県	4,077 (4,023 ～ 4,132)
千葉県	8,811 (8,705 ～ 8,916)	徳島県	2,613 (2,578 ～ 2,647)
東京都	16,836 (16,689 ～ 16,863)	香川県	2,432 (2,402 ～ 2,461)
神奈川県	10,701 (10,596 ～ 10,723)	愛媛県	2,795 (2,759 ～ 2,829)
新潟県	4,599 (4,544 ～ 4,654)	高知県	2,362 (2,336 ～ 2,386)
富山県	2,231 (2,201 ～ 2,260)	福岡県	14,808 (14,626 ～ 14,989)
石川県	2,581 (2,552 ～ 2,611)	佐賀県	3,089 (3,052 ～ 3,126)
福井県	1,480 (1,466 ～ 1,495)	長崎県	4,887 (4,822 ～ 4,953)
山梨県	1,531 (1,513 ～ 1,548)	熊本県	6,032 (5,961 ～ 6,101)
長野県	3,293 (3,256 ～ 3,329)	大分県	3,601 (3,556 ～ 3,646)
岐阜県	2,894 (2,854 ～ 2,934)	宮崎県	3,967 (3,916 ～ 4,017)
静岡県	5,007 (4,956 ～ 5,020)	鹿児島県	6,639 (6,556 ～ 6,720)
愛知県	10,035 (9,925 ～ 10,114)	沖縄県	3,846 (3,807 ～ 3,887)
三重県	3,423 (3,382 ～ 3,464)		

注) 基準病床数算定式の計算結果については、「慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」及び「認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」を、それぞれ最大または最小に設定した時の幅を含めて記載している。

注1：慢性期／認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合に、それぞれ0.02を加えた場合

注2：慢性期／認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合に、それぞれ、当該割合が0を下回らない範囲で最も小さくなるよう、0以上0.02以下の値を減じた場合

参考 1：令和 5 年における都道府県別の精神病床における入院患者数

都道府県	入院患者数	都道府県	入院患者数
北海道	15,900	滋賀県	1,786
青森県	3,330	京都府	4,267
岩手県	3,038	大阪府	14,518
宮城県	4,913	兵庫県	9,043
秋田県	3,232	奈良県	2,288
山形県	2,934	和歌山県	1,408
福島県	4,092	鳥取県	1,284
茨城県	5,429	島根県	1,752
栃木県	3,875	岡山県	3,957
群馬県	4,376	広島県	7,305
埼玉県	11,583	山口県	4,965
千葉県	9,473	徳島県	2,993
東京都	17,426	香川県	2,802
神奈川県	10,899	愛媛県	3,243
新潟県	5,121	高知県	2,782
富山県	2,682	福岡県	17,387
石川県	2,982	佐賀県	3,442
福井県	1,676	長崎県	6,059
山梨県	1,763	熊本県	7,165
長野県	3,701	大分県	4,425
岐阜県	3,326	宮崎県	4,920
静岡県	5,171	鹿児島県	7,885
愛知県	10,408	沖縄県	4,337
三重県	3,838		

出典：令和 5 年病院報告

参考 2：令和 11 年における都道府県別の精神病床における急性期／回復期／慢性期／認知症慢性期推計入院患者数
及び政策効果に関する割合（注 1）

都道府県	急性期 推計入院 患者数	回復期 推計入院 患者数	慢性期 推計入院 患者数 (認知症を除く)	うち 65 歳 以上	X_1 (注 2)	(慢性期推計入院患者 数(認知症を除く)) $\times (1 - X_1)$ (注 3 A) (注 3 B)	うち 65 歳 以上 (注 3 A) (注 3 B)	認知症 慢性期 推計入院 患者数	うち 65 歳 以上	X_2 (注 2)	(認知症慢性期入院 患者数) $\times (1 - X_2)$ (注 3 A) (注 3 B)	うち 65 歳 以上 (注 3 A) (注 3 B)
北海道	2,909	2,797	5,671	3,687	0.100	5,103 (4,990 ～ 5,217)	3,318 (3,244 ～ 3,392)	2,091	2,028	0.100	1,881 (1,840 ～ 1,923)	1,825 (1,784 ～ 1,865)
青森県	963	653	1,008	582	0.100	907 (887 ～ 927)	523 (512 ～ 535)	383	383	0.100	344 (337 ～ 352)	344 (337 ～ 352)
岩手県	646	571	1,266	716	0.100	1,139 (1,114 ～ 1,164)	644 (630 ～ 658)	257	248	0.100	231 (226 ～ 236)	223 (218 ～ 228)
宮城県	858	879	1,691	1,088	0.100	1,521 (1,488 ～ 1,555)	979 (957 ～ 1,000)	912	881	0.100	820 (802 ～ 839)	792 (775 ～ 810)
秋田県	597	604	1,070	696	0.100	963 (941 ～ 984)	626 (612 ～ 640)	463	442	0.100	416 (407 ～ 425)	397 (388 ～ 406)
山形県	638	563	889	526	0.100	800 (782 ～ 817)	473 (462 ～ 483)	456	434	0.100	410 (401 ～ 419)	390 (381 ～ 399)
福島県	817	741	1,678	1,037	0.100	1,510 (1,476 ～ 1,543)	933 (912 ～ 954)	462	433	0.100	415 (406 ～ 425)	389 (381 ～ 398)
茨城県	879	926	2,724	1,585	0.100	2,451 (2,397 ～ 2,506)	1,426 (1,394 ～ 1,458)	297	290	0.011	293 (287 ～ 297)	286 (280 ～ 290)
栃木県	638	639	1,799	1,118	0.100	1,619 (1,583 ～ 1,655)	1,006 (983 ～ 1,028)	325	302	0.100	292 (286 ～ 299)	271 (265 ～ 277)
群馬県	836	707	1,948	1,145	0.100	1,753 (1,714 ～ 1,792)	1,030 (1,007 ～ 1,053)	442	429	0.100	397 (388 ～ 406)	386 (377 ～ 394)
埼玉県	2,588	2,434	3,614	2,026	0.000	3,614 (3,541 ～ 3,614)	2,026 (1,985 ～ 2,026)	1,640	1,608	0.100	1,476 (1,443 ～ 1,508)	1,447 (1,415 ～ 1,479)
千葉県	1,988	1,659	4,097	2,436	0.048	3,902 (3,820 ～ 3,984)	2,320 (2,271 ～ 2,368)	913	864	0.100	821 (803 ～ 839)	777 (760 ～ 794)
東京都	5,482	3,673	5,635	3,241	0.000	5,635 (5,522 ～ 5,635)	3,241 (3,176 ～ 3,241)	1,292	1,248	0.068	1,204 (1,178 ～ 1,230)	1,163 (1,138 ～ 1,188)
神奈川県	2,888	2,395	3,951	2,054	0.000	3,951 (3,871 ～ 3,951)	2,054 (2,012 ～ 2,054)	1,025	984	0.090	932 (912 ～ 953)	895 (875 ～ 915)
新潟県	1,040	970	1,816	1,053	0.100	1,634 (1,598 ～ 1,670)	947 (926 ～ 968)	806	791	0.100	725 (709 ～ 741)	711 (696 ～ 727)
富山県	395	471	943	572	0.100	848 (829 ～ 867)	514 (503 ～ 526)	451	451	0.100	405 (396 ～ 414)	405 (396 ～ 414)
石川県	681	524	1,111	676	0.100	999 (977 ～ 1,022)	608 (594 ～ 621)	276	276	0.100	248 (242 ～ 253)	248 (242 ～ 253)

都道府県	急性期 推計入院 患者数	回復期 推計入院 患者数	慢性期 推計入院 患者数 (認知症を除く)	うち 65歳 以上	X ₁ (注2)	(慢性期推計入院患者 数(認知症を除く)) ×(1-X ₁) (注3) A (注3) B	うち 65歳 以上 (注3) A (注3) B	認知症 慢性期 推計入院 患者数	うち 65歳 以上	X ₂ (注2)	(認知症慢性期入院 患者数)×(1-X ₂) (注3) A (注3) B	うち 65歳 以上 (注3) A (注3) B
福井県	439	334	503	363	0.081	462 (452 ～ 472)	333 (326 ～ 340)	191	178	0.100	171 (168 ～ 175)	160 (156 ～ 163)
山梨県	395	300	701	474	0.100	630 (616 ～ 644)	426 (417 ～ 436)	144	129	0.100	129 (126 ～ 132)	116 (113 ～ 118)
長野県	772	770	1,498	890	0.100	1,348 (1,318 ～ 1,378)	801 (783 ～ 818)	260	242	0.083	238 (233 ～ 243)	221 (217 ～ 226)
岐阜県	525	528	1,643	932	0.100	1,478 (1,445 ～ 1,511)	838 (820 ～ 857)	237	223	0.077	218 (213 ～ 223)	205 (201 ～ 210)
静岡県	1,273	1,056	2,037	1,206	0.001	2,034 (1,993 ～ 2,037)	1,204 (1,180 ～ 1,206)	422	400	0.064	394 (386 ～ 403)	374 (366 ～ 382)
愛知県	2,425	1,966	4,552	2,366	0.016	4,479 (4,388 ～ 4,552)	2,328 (2,281 ～ 2,366)	665	654	0.002	663 (650 ～ 665)	653 (639 ～ 654)
三重県	831	656	1,496	811	0.100	1,346 (1,316 ～ 1,376)	729 (713 ～ 746)	466	466	0.100	419 (410 ～ 428)	419 (410 ～ 428)
滋賀県	553	359	471	271	0.000	471 (461 ～ 471)	271 (265 ～ 271)	227	225	0.100	204 (199 ～ 208)	202 (198 ～ 207)
京都府	974	797	1,030	687	0.000	1,030 (1,009 ～ 1,030)	687 (673 ～ 687)	797	738	0.100	717 (701 ～ 733)	664 (649 ～ 678)
大阪府	3,531	2,816	4,988	2,872	0.000	4,988 (4,888 ～ 4,988)	2,872 (2,814 ～ 2,872)	1,660	1,608	0.100	1,494 (1,460 ～ 1,527)	1,447 (1,415 ～ 1,479)
兵庫県	2,456	1,686	3,319	1,781	0.035	3,203 (3,136 ～ 3,269)	1,718 (1,683 ～ 1,754)	950	903	0.100	855 (836 ～ 874)	812 (794 ～ 830)
奈良県	556	475	867	460	0.080	797 (780 ～ 815)	423 (414 ～ 432)	167	165	0.076	154 (150 ～ 157)	152 (149 ～ 155)
和歌山県	261	246	665	459	0.100	598 (585 ～ 611)	413 (403 ～ 422)	27	27	0.000	27 (26 ～ 27)	27 (26 ～ 27)
鳥取県	288	337	410	242	0.100	369 (360 ～ 377)	217 (212 ～ 222)	137	130	0.100	123 (120 ～ 126)	117 (114 ～ 119)
島根県	399	363	583	357	0.100	524 (513 ～ 536)	321 (314 ～ 328)	172	172	0.100	154 (151 ～ 158)	154 (151 ～ 158)
岡山県	1,111	706	1,164	727	0.043	1,114 (1,091 ～ 1,137)	695 (681 ～ 710)	488	479	0.100	439 (429 ～ 448)	431 (421 ～ 440)
広島県	1,573	1,435	2,503	1,518	0.100	2,252 (2,202 ～ 2,302)	1,366 (1,335 ～ 1,396)	939	896	0.100	845 (826 ～ 863)	806 (788 ～ 824)
山口県	673	871	1,824	1,247	0.100	1,641 (1,605 ～ 1,678)	1,122 (1,097 ～ 1,147)	765	761	0.100	688 (673 ～ 703)	684 (669 ～ 700)
徳島県	526	485	1,394	852	0.100	1,254 (1,226 ～ 1,282)	766 (749 ～ 783)	242	242	0.100	217 (212 ～ 222)	217 (212 ～ 222)

都道府県	急性期 推計入院 患者数	回復期 推計入院 患者数	慢性期 推計入院 患者数 (認知症を除く)	うち 65 歳 以上	X ₁ (注 2)	(慢性期推計入院患者 数(認知症を除く)) × (1 - X ₁) (注 3 A) (注 3 B)	うち 65 歳 以上 (注 3 A) (注 3 B)	認知症 慢性期 推計入院 患者数	うち 65 歳 以上	X ₂ (注 2)	(認知症慢性期入院 患者数) × (1 - X ₂) (注 3 A) (注 3 B)	うち 65 歳 以上 (注 3 A) (注 3 B)
香川県	548	521	1,096	687	0.100	986 (964 ～ 1,008)	618 (604 ～ 632)	284	284	0.100	255 (249 ～ 261)	255 (249 ～ 261)
愛媛県	634	490	1,364	812	0.100	1,227 (1,200 ～ 1,254)	730 (714 ～ 747)	338	332	0.100	304 (297 ～ 310)	298 (292 ～ 305)
高知県	547	611	878	611	0.100	790 (772 ～ 807)	549 (537 ～ 562)	329	321	0.100	296 (289 ～ 302)	288 (282 ～ 295)
福岡県	3,362	2,930	6,090	3,954	0.100	5,481 (5,359 ～ 5,602)	3,558 (3,479 ～ 3,637)	2,551	2,514	0.100	2,295 (2,244 ～ 2,346)	2,262 (2,212 ～ 2,312)
佐賀県	686	637	1,188	745	0.100	1,069 (1,045 ～ 1,092)	670 (655 ～ 685)	604	568	0.100	543 (531 ～ 555)	511 (499 ～ 522)
長崎県	931	923	2,355	1,674	0.100	2,119 (2,072 ～ 2,166)	1,506 (1,473 ～ 1,540)	745	728	0.100	670 (655 ～ 685)	655 (640 ～ 669)
熊本県	1,526	1,232	2,218	1,542	0.100	1,996 (1,951 ～ 2,040)	1,387 (1,356 ～ 1,418)	1,085	1,081	0.100	976 (954 ～ 998)	972 (951 ～ 994)
大分県	667	799	1,490	1,002	0.100	1,341 (1,311 ～ 1,370)	901 (881 ～ 921)	683	678	0.100	614 (601 ～ 628)	610 (596 ～ 623)
宮崎県	789	832	1,619	1,128	0.100	1,457 (1,424 ～ 1,489)	1,015 (992 ～ 1,037)	768	761	0.100	691 (675 ～ 706)	684 (669 ～ 700)
鹿児島県	1,265	1,550	2,820	1,909	0.100	2,538 (2,481 ～ 2,594)	1,718 (1,679 ～ 1,756)	1,060	1,011	0.100	954 (932 ～ 975)	909 (889 ～ 930)
沖縄県	1,028	921	1,425	966	0.100	1,282 (1,254 ～ 1,311)	869 (850 ～ 888)	471	464	0.100	423 (414 ～ 433)	417 (408 ～ 426)

注 1) ここでは入院期間ごとに、都道府県の流出入院患者数を加味している。

注 2) 参考における各記号の意味は以下のとおりである。

X₁ : 慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合

X₂ : 認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合

注 3) 「慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」及び「認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」を、それぞれ最大または最小に設定した時の幅を含めて記載している。

A : 慢性期／認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合に、それぞれ 0.02 を加えた場合

B : 慢性期／認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合に、それぞれ、当該割合が 0 を下回らない範囲で最も小さくなるよう、0 以上 0.02 以下の値を減じた場合